

小規模企業共済制度

・小規模企業共済とは？

節税

掛金を毎月1千円から7万円
の範囲で積み立てるもので
す。掛金は全額「小規模企業共
済等掛金控除」として、課税
対象所得から控除できます。

経営者の退職金

小規模企業共済制度は小規模企業の経営者
の方が、事業をやめられた後の生活の備え
となる「経営者の退職金」です。受け取っ
た共済金は退職所得扱いとなり税務上お得
になります。

掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される所得金額	加入前の税額 (所得税+住民税)	加入後の年間節税額		
		掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	36,500円	109,500円	241,300円
600万円	1,393,700円	36,500円	109,500円	255,600円

TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人

03-5778-4722

<http://toeitax.co.jp/>

2021/06 月号

会社の税金①節税と言えば2つの共済

小規模企業共済

今月から数回に渡って会社、経営者の
税金について解説していきたいと思いま
す。

中小企業の経営者や個人事業主の方
からは、良い節税方法はないかという相
談をよく受けます。節税と言ってもケース
バイケースで一概には言えないのですが、
決まってお勧めする節税策が2つありま
す。ともに独立行政法人中小企業基盤
整備機構という天下り団体が提供してい
る共済制度①**小規模企業共済**と②**経
営セーフティ共済**です。

小規模企業共済とは個人事業主や中
小企業の経営者が個人として加入する
共済で、掛金（1000円から7万円ま
で）を毎月支払い、将来廃業や退任、
死亡をした場合に共済金を受け取るとい
うものです。ポイントは**支払った掛金は全
額が所得控除（経費と同義）、一括
受取した共済金は税務上かなり優遇さ
れる退職所得扱い**となる点で、経営者の
退職金制度と呼ばれます。

セーフティ(倒産防止)共済

もし**死亡時に受け取る場合**は死亡退
職金扱いとなり**相続人は500万円
×相続人の数まで相続税非課税**とい
う素晴らしい商品です（内容は
2017/6号参照）。

もう一つは**セーフティ共済（倒産防止共
済）**で、こちらは掛金月額5000円
～20万円まで増額減額自由、総額
800万円まで積み立てることができ、
**掛金が法人であれば損金、個人で
あれば必要経費に算入される（不
動産所得は不可）**ことから、実態とし
ては節税商品として使われていること
が多いものです。40か月積み立てれ
ば満額返ってきます。解約返戻金は
益金や所得になりますが、返戻金は
下がりにませんので解約時期は自由に
選べます（内容は2017/9号参照）。

なお、いずれにしても、**節税はキャッシ
ュアウト＝資金の流出が一旦は必要
です。資金に余裕がなければ節税は
できない**ということですね。

今月のコメント

半年くらい前からYouTube プレミアムに
加入しています。YouTube を見る際に広
告が入らないという月額1000円程の有
料サービスです。さらにスマホを閉じてい
ても流れ続けるバックグラウンド再生、
オフライン再生もできます。これらができ
るとはや iPod で音楽を聞く必要もな
く YouTube で済ませられます。個人的
には金額に見合うサービスではないかと満
足しています。ところで、最近は音楽を
聞いていると勝手に AI が好みを予想し
て次の曲を流してくるのですが、最近ハ
マっている昔の名画音楽を聞こうと「ゴ
ースト」の主題歌を聞いた後、AI が予
想して流してきた曲が「レオン」のエン
ディングでした。完全に AI に好みがあ
ってバテています(笑)

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-
10-15 エキスパートオフィス渋谷 9階

Email : okamoto@toeitax.co.jp



東栄税理士法人